

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○自動車税環境性能割に係る証紙代金収 納計器取扱人の指定 (税 務 課)	3
○自動車税種別割及び自動車税環境性能 割に係る証紙代金収納計器取扱人の指 定 (")	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	3

規 則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第28号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1分析機器の項中

「

ICP発光分光分析装置	1台	1時間につき3,930円
-------------	----	--------------

」

を

「

ICP発光分光分析装置	1台	1時間につき3,930円
トリプル四重極ICP-MS	1台	1時間につき6,110円

」

に、

「

エネルギー分散型X線分析装置（SEM使用を含む。）	1台	1時間につき3,530円
ICP質量分析装置	1台	1日につき4,200円

」

を

「

エネルギー分散型X線分析装置（SEM使用を含む。）	1台	1時間につき3,530円
---------------------------	----	--------------

」

に、

「

ポータブル画像解析装置	1台	1時間につき790円
-------------	----	------------

」

を

「

ポータブル画像解析装置	1台	1時間につき790円
自動セルカウンター	1台	1時間につき1,890円
アルコール濃度計	1台	1時間につき960円

」

自動滴定装置	1台	1時間につき870円
--------	----	------------

に改める。

別表第2 定性分析の項中

ガスクロマトグラフ	1 試料	6,400円
-----------	------	--------

を

ガスクロマトグラフ	1 試料	6,400円
トリプル四重極 I C P - M S	1 試料	6,090円

に改め、同表定量分析の項中「（ I S O / I E C 17025 認定マークを必要とする場合は、1成分につき6,220円）」を削り、

ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの	1 試料	18,580円
ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの（ I S O / I E C 17025 認定マークを必要とするもの）	1 試料	18,920円

を

ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの	1 試料	18,580円
---------------------	------	---------

に改め、「（ I S O / I E C 17025 認定マークを必要とする場合は、10,240円）」を削り、

パイロライザーガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの	1 試料	14,620円
パイロライザーガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの（ I S O / I E C 17025 認定マークを必要とするもの）	1 試料	16,690円

を

パイロライザーガスクロマ		
--------------	--	--

トグラフ質量分析装置によるもの	1 試料	14,620円
-----------------	------	---------

に改め、同表英語表記による成績報告書、成績報告書の複本、証明書及び文献複写の項中

成績報告書の複本	1 通	420円
----------	-----	------

を

成績報告書の複本	1 通	420円
I S O / I E C 17025 認定試験による成績報告書	1 通	920円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第224号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第72条の10において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市長浜3106番3
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市長浜3106番3
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

高知県告示第225号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の3第3項（同規則第72条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

人 事 委 員 会 規 則

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第2号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「昭和59年高知県条例第13号」を「昭和59年高

知県条例第13号。以下この条において「定年条例」という。」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（1）の2 定年条例第9条各項の規定により異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占めている職員が当該異動期間の末日以後の最初の3月31日にその者の非違によることなく退職する場合の当該退職

第4条第2号中「職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（2）の2 60歳に達した日以後の最初の3月31日にその者の非違によることなく退職する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員を除く。）の当該退職

別記第4号様式中「09 旅費」を「08 旅費」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する規則別記第4号様式の規定は、令和6年度以降の予算に係る旅費の支給について適用し、令和5年度の予算に係る旅費の支給については、なお従前の例による。